

市第8号議案

横浜市地区センター条例の一部改正

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年6月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例

横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表中

「

横浜市飯島コミュニティハウス

」を
「

横浜市飯島コミュニティハウス
横浜市上郷矢沢コミュニティハウス

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の横浜市地区センター条例の規定に基づく横浜市上郷矢沢コミュニティハウスを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

横浜市上郷矢沢コミュニティハウスを設置するため、横浜市地区センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地区センター条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表第1（第1条第2項、第5条第3項、第9条第1項）

2 コミュニティハウス

名 称	位 置
（省 略）	
横浜市飯島コミュニティハウス	横浜市栄区
<u>横浜市上郷矢沢コミュニティハウス</u>	
（省 略）	